平成２５年（フ）第１７４号
沖縄県那覇市樋川１丁目11番11号　嘉数マンション201
債務者　浦崎　敏夫
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１９７号
沖縄県那覇市泊２丁目２番地３　ライオンズマンション泊高橋403
債務者　河原　　**隆**
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８４４号
横浜市戸塚区戸塚町849番地62
債務者　吉田あけみ
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０５７号
横浜市戸塚区上矢部町1364番地　石渡ハイツＢ－Ａ号
債務者　若土　幸子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０３号
北海道帯広市東七条南13丁目２番地　中央団地３棟201
債務者　雄谷　千尋（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３１０号
岡山市北区西島田町９番11号コロニアルリビング402
債務者　三井雅行こと　金　　雅行
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１９号
岡山市南区藤田596番地52　川口方
債務者　武並　里花
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５９号
岡山市中区原尾島858番地２コスモ原尾島103
債務者　沖元　絵麻
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２７号
岡山市東区上道北方1537番地
債務者　寺坂　絹子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１２８号
宮崎県都城市高城町桜木233番地１
破産者　野崎産業株式会社
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１９９号
滋賀県彦根市京町３丁目１番26号、住民票上の住所滋賀県大津市におの浜１丁目１番57―707号
破産者　岡田　百子
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第３３６号
広島県府中市高木町1209番地４、開始決定時の住所広島県府中市高木町1306番地
破産者　的場　光治
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第６６６号
神奈川県小田原市曽比2455番地、前住所神奈川県足柄下郡箱根町大平台606番地　あすか
破産者　鷹野　智美
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６号
滋賀県彦根市佐和町１番17―502号
破産者　長谷川直也
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２７６２号
大阪府東大阪市荒川１丁目３番19号　ラポールくき201号、開始決定時の住所大阪府東大阪市足代北２丁目15番23号
破産者　リビングショップひがしだこと　東田　博明
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９１３号
大阪府東大阪市岩田町３－１―27　ライオンズマンション若江岩田902、住民票上の住所大阪府東大阪市花園本町２丁目12番15号
破産者　箕裏　一孝
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４９３号
大阪府箕面市桜１丁目10番４号、開始決定時の住所大阪市西区立売堀１丁目14番26―1001号
破産者　大喜多　豊
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部